

伊予市立図書館設置条例 (平成30年6月22日条例第17号)

最終改正:

改正内容:平成30年6月22日条例第17号 [令和元年8月1日]

○伊予市立図書館設置条例

平成30年6月22日条例第17号

伊予市立図書館設置条例

伊予市立図書館設置条例(平成17年条例第177号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき、本市に図書館を設置する。
(名称及び位置)**第2条** 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 伊予市立図書館

位置 伊予市米湊768番地2

(事業)

第3条 図書館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 法第3条第1号に規定する図書館資料(以下「図書館資料」という。)を収集し、及び整理し、市民の利用に供すること。
- (2) 図書館資料の利用のための相談に応じること。
- (3) 他の図書館と緊密に連絡し、協力し、及び図書館資料の相互貸借を行うこと。
- (4) 読書会、研究会、講演会、展示会等を開催し、及びその奨励を行うこと。
- (5) 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- (6) 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、及び協力すること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、図書館の目的を達成するために必要なこと。

(職員)

第4条 図書館に館長その他必要な職員を置く。

(開館時間)

第5条 図書館の開館時間は、午前9時から午後7時までとする。ただし、金曜日は、午前9時から午後8時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、伊予市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が特に必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第6条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 火曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後において最も近い休日でない日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日まで
- (3) 館内整理日(12月を除く毎月末日をいう。ただし、その日が第1号に規定する休日に当たるときは、その前日)
- (4) 特別整理期間(3月中において、10日以内で教育委員会が定める期間をいう。)

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認めるときは、臨時に休館することができる。

(利用の制限)

第7条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、図書館の利用を拒み、又は退館を命じることができる。

- (1) 図書館の秩序を乱し、又は乱すおそれのある者
- (2) 図書館の施設又は図書館資料を損傷し、又は損傷するおそれのある者
- (3) その他図書館の管理上支障があると認められる者

(図書館協議会)

第8条 法第14条の規定に基づき、図書館に伊予市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員の定数は、10人以内とする。

3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員が欠けた場合における補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(損害賠償)

第9条 図書館の利用者は、その責めに帰すべき理由により図書館の施設又は図書館資料を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損傷を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者)

第10条 図書館の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体で、別に定めるところにより教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

2 前項の規定により指定管理者に図書館の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 第3条に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) 図書館の利用の制限に関する業務
- (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

3 第1項の規定により指定管理者に施設の管理を行わせる場合にあつては、第5条第2項中「伊予市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が特に必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て」と、第6条第1項第4号中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項中「教育委員会が特に必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て」として、これらの規定を適用する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、伊予市文化交流センター条例(平成30年伊予市条例第16号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前までに、改正前の伊予市立図書館設置条例(平成17年伊予市条例第177号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
